

# 半島地域・離島地域・奄美群島地域 に適用される税制優遇措置について

---

平成31年4月 国土交通省国土政策局

# 目次

- |                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| <b>1. 半島・離島・奄美群島地域について</b>  | <b>1</b>  |
| <b>2. 半島・離島・奄美税制の概要</b>     | <b>6</b>  |
| <b>(参考) 半島・離島・奄美税制の活用事例</b> | <b>16</b> |

# 1. 半島・離島・奄美群島地域について

## 半島・離島・奄美群島地域

三方または四方が海・湖

本土から遠く隔絶 (奄美)

交通アクセス

人口減少・少子高齢化

財政力等の低迷

平地に乏しい

自然災害の多発

歴史的背景



「半島振興法」「離島振興法」「奄美群島振興開発特別措置法」等  
に基づき、税制優遇措置等により支援を実施

### 各法律の対象地域

半島振興法

離島振興法

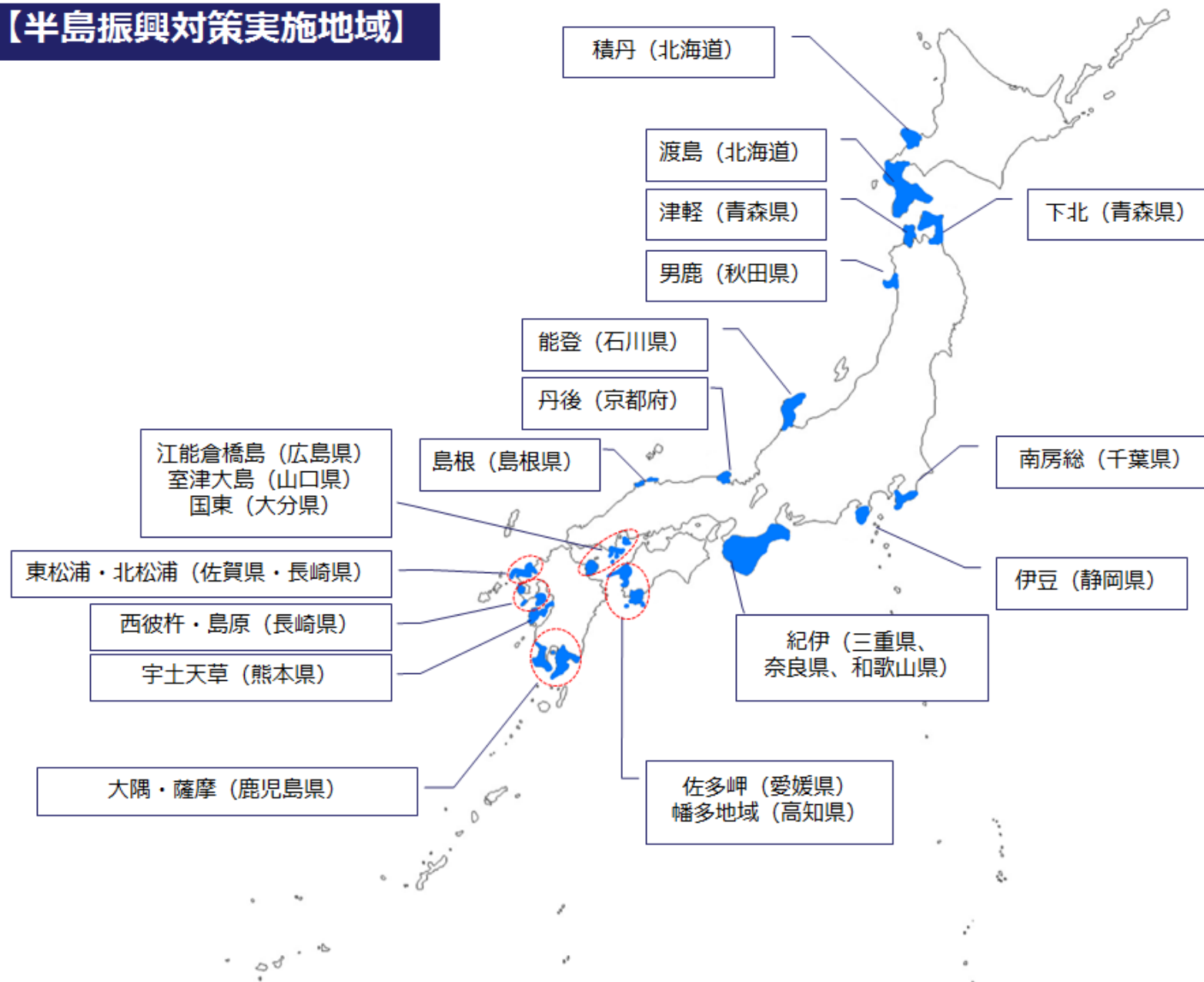
奄美群島振興開発  
特別措置法

主務大臣が「半島振興対策実施地域」  
「離島振興対策実施地域」を指定

奄美群島(奄美市及び大島郡)  
を対象地域に指定

「半島振興対策実施地域」 「離島振興対策実施地域」 「奄美群島」のうち、  
**市町村が「産業振興に関する計画」を策定等している地域に適用**

## 【半島振興対策実施地域】



## 【離島振興対策実施地域・奄美群島】

半島地域



## 2. 半島・離島・奄美税制の概要



「産業振興に関する計画」を策定している市町村において、  
製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の事業者が  
機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得、建設等を行った場合



**5年間、割増償却**が可能

機械・装置：普通償却限度額の32%

建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%

## 半島税制

### (1) 対象業種、取得価額要件

製造業・旅館業	個人又は 資本金1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
	500万円以上の 取得等	1,000万円以上の 取得等	2,000万円以上の 新增設に係る取得等
農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上の取得等 (資本金5,000万円超は新增設に係る取得等)		

(2) 対象：機械・装置、建物・付属設備、構築物

(3) 割増率 機械・装置：普通償却限度額の32%、建物・付属設備、構築物：普通償却限度額の48%

(4) 償却期間：5年

離島・奄美税制

(1) 対象業種、取得価額要件

製造業・旅館業	個人又は 資本金5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
	500万円以上の 取得等	1,000万円以上の 新增設に係る取得等	2,000万円以上の 新增設に係る取得等
農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上の取得等 (資本金5,000万円超は新增設に係る取得等)		

(2) 対象：機械・装置、建物・付属設備、構築物

(3) 割増率 機械・装置：普通償却限度額の32%、建物・付属設備、構築物：普通償却限度額の48%

(4) 償却期間：5年

### 国税優遇措置の利用に関する手続き

国税の優遇措置の適用を受けるためには、市町村から、その地域の「産業振興に関する計画」に適合している旨の確認を受け、税務署に必要書類を提出することが必要。

#### 確認申請書の提出



確認申請書に必要事項を記入し、市町村の窓口へ提出。(様式は市町村が発行)

#### 適合性の確認



確認申請書の内容が、「産業振興に関する計画」に適合しているかを市町村が確認。

#### 税務署へ提出



市町村が計画に適合している旨確認したことを証する書類及び税務申告書類を税務署へ提出。

#### 優遇措置の適用



「産業振興に関する計画」策定済みの市町村または都道府県の一部では、  
 国の財政支援(減収補てん)を受けて、**事業税、不動産取得税、  
 固定資産税の不均一課税または課税免除を実施** (課税免除は離島・奄美のみ)

■ 地方税優遇措置の例(南房総市(半島振興対策実施地域)による固定資産税の特例措置)

南房総市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例	
対象設備	家屋、当該家屋の敷地である土地等の新設または増設
特例内容	固定資産税の税率を、3年度に限り、南房総市税条例第62条の規定にかかわらず、次の各号に定める税率とする。 (1) 初年度分 100分の0.14 (2) 第2年度分 100分の0.35 (3) 第3年度分 100分の0.70
適用期限	平成37年(2025年)3月31日まで(条例の適用期限)

(注) 条例の内容を簡略化して記載しています。具体的な要件などは南房総市にお問い合わせください。

## 減収補てんの対象業種、取得価額等

事業者の規模 (資本金)		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備等に係る新增設		
取得 価 額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		

減収補てんの対象業種、取得価額等

事業者の規模 (資本金)		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備等に係る新增設		
取得 価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
畜産業、水産業又は 薪炭製造業を行う個人		一定の条件を満たすものについて事業税を一定期間免除		

	山村税制	過疎税制
国税	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象業種、償却方法、償却率等に差異。</li> <li>半島、離島、奄美群島の対象地域内の<b>市町村が「産業振興に関する計画」を策定している場合、山村税制・過疎税制のうち国税優遇措置は適用されない。</b></li> </ul>	
地方税	<ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県・市町村の税条例の規定により適用関係が異なる可能性。</li> <li>詳しくは、<b>最寄りの都道府県・市町村の税務担当課または半島振興・離島振興・奄美群島振興の担当課に問い合わせが必要。</b></li> </ul>	



平成30年度末に奄美群島振興開発特別措置法が改正され、有効期限が延長されました。改正後の同法に基づき、各市町村は新たな産業振興促進計画を策定することとなります。奄美群島における税制優遇措置の適用については、**新たな産業振興促進計画の認定が前提となることにご留意ください。**

### 奄美群島振興開発特別措置法のスキーム

奄美群島振興開発特別措置法

(前回改正時) 平成26年4月1日施行

奄美群島振興開発基本方針

(前回改正時) 平成26年5月7日策定 [主務大臣]

奄美群島振興開発計画

(前回改正時) 平成26年5月15日策定 [鹿児島県]

奄美群島市町村産業振興促進計画

(前回改正時) 平成26年6月11日認定 [主務大臣]

### 割増償却制度適用までの流れ

市町村

青矢印：市町村による行為

事業者

赤矢印：事業者による行為

確認申請

設備投資を実施

産業振興促進計画に適合するか確認 (区域、業種等)

発行

確認書を受理

確認書を添付して  
税務申告

割増償却適用

**産業振興促進計画の認定以降に、新たな設備投資に税制優遇措置適用のために必要な申請が可能となります** (※)

※平成31年3月31日以前に適用となった設備投資については、継続適用となります。

# **(参考) 半島・離島・奄美税制の活用事例**

## 適用事例

### 株式会社 ノトアロイ (石川県志賀町)

#### 【事業概要】

非鉄金属製造業

#### 【取得設備】

CIP装置 (350,000千円) (特殊粉末プレス機)

- 超硬質合金製造に必要となる生産設備を取得。
- 志賀町のフォロー (商工観光課・税務課) をきっかけに税制優遇措置を知り、割増償却 (国税)、固定資産税の不均一課税 (地方税) の優遇措置を適用 (毎年のように適用)。
- 割増償却 (国税優遇措置) の適用により手元に資金が残り、運転資金や次の設備投資を行える。
- また、志賀町の地方税優遇措置 (固定資産税の不均一課税) を適用したことで、新しい商品などは設備導入後3年程度赤字を覚悟しているが、減免を受けることで商品の宣伝費を増やすことができ、軌道に乗るまでの期間の負担が減ることは大変ありがたい。
- 補助金等の情報は常にアンテナをはっている。投資する前に県や町に相談している。



【(株)ノトアロイ本社】



【鍛造工具用素材】

## 適用事例

### 株式会社 T S G (石川県志賀町)

#### 【事業概要】

カレンダー製造業

#### 【取得設備】

印刷業または印刷関連業用設備 (40,000千円)

- 外注委託分の内製化、刷版・印刷工程の効率化のため設備を取得。
- 志賀町の説明をきっかけに税制優遇措置を知り、割増償却 (国税)、固定資産税の不均一課税 (地方税) の優遇措置を適用 (平成28年から平成29年まで適用)。
- 割増償却 (国税優遇措置) の利用により、投資に対する資金回収を早める効果があった。金額としてはそれほど大きくないが、余裕ができ資金の用途に自由度が増したことはよかった。
- また、志賀町の地方税優遇措置 (固定資産税の不均一課税) を利用したことで、節税ということでは非常に大きい。小さな会社なので、設備は必要に迫られて導入しているがプラスでしかない。この町で勝負していくことは簡単ではないが、本日も投資先を選定する上で、とても重要な要素となっている。



【生産数日本一を誇る日めくりカレンダー】

## 適用事例

### 株式会社 岡本農園 (千葉県南房総市)

#### 【事業概要】

農林水産物等販売業 (水稻育苗、農産物生産及び作業受託など)

- 農地集積・規模拡大を図るための多品種導入とそれに伴う作期の拡大により、従来の設備では処理不能となったため、米穀乾燥調製施設 (ライスセンター) を取得。
- もともと税制優遇措置の存在を知らなかったが、南房総市役所が声をかけてくれたことをきっかけに知ることができた。
- 手元資金の確保のため、割増償却 (国税優遇措置) を利用。
- また、南房総市の地方税優遇措置 (固定資産税の不均一課税) を利用。初年度課税率が約 1 / 10 で、3年間続いたため、節税効果は大きい。
- 設備の導入により、多品種導入による作期の拡大に対応。また、生産コストの大幅な削減が図られた。

#### 【取得設備】

乾燥調製施設・設備一式



## 適用事例

### 株式会社 こがね (千葉県館山市)

#### 【事業概要】

旅館業 (旅館・ホテルなど)

- 数年前に県から取得した施設をリノベーションしてホテル「たてやま温泉 千里の風」をオープン。
- 税制優遇措置は、館山市の固定資産税の不均一課税を利用。館山市の観光関連セクションと日常的に交流があり、施設のオープン前に支援措置を相談したら探してくれた。
- 税の軽減効果は非常に大きい。設備産業なので、常に更新する必要があり、税の軽減分は設備改修への再投資、ネット予約システムなどの整備に投入した。
- 優遇措置申請の手続きは簡易だと思う。やったことは税務課と固定資産税の内容について詰めたくらい。

#### 【取得設備】

宿泊施設

